Japan-BIM Connect 会則

第１章　総則

（名称）
第１条　本会の名称は、「Japan-BIM Connect」とする。

（目的）
第２条　本会は、GLOOBE ユーザーの繋がり「Connect」により、建築実務者の役に立つ、日本の実情に合った「Japan-BIM」を確立し、建築プロセス全般の業務改革と生産性向上を目指す。

（活動）
第３条　本会は、目的を達するために次の活動を行う。
（１）ワーキング活動（設計 WG、施工 WG、パートナー連携 WG 等）
（２）BIM に関する各種セミナー、研修会及びハンズオン体験会等の実施
（３）本会オフィシャルサイトの運営
（４）（２）における操作テクニックマニュアル及び動画等の作成並びに発信
（５）専門誌への活動記事及び GLOOBE 運用事例等の掲載
（６）GLOOBE シリーズ開発に際してのヒアリング及び実務検証
（７）国土交通省の国策等と連携した BIM モデル事業の取組及び検証報告
（８）その他目的達成のために必要な一切の活動

（事務局）
第４条　本会の庶務は、福井コンピュータアーキテクト株式会社が事務局として行う。

第２章　会員等

（会員）
第５条　本会の会員は、BIM 建築設計・施工支援システム「GLOOBE シリーズ」を有し、本会の趣旨に賛同する法人又は個人とする。

（入会）
第６条　会員になろうとする者は、本会オフィシャルサイト記載の条件を満たした上で、同サイトから入会に必要な事項を記載し、事務局の同意をもって、会員になることができる。

（会費）

第７条　本会の会費は無料とする。

（役員等の構成及び任期）

第８条　本会に次の役員を置く。役員は会員の中から互選するものとする。

（１）　会　長　　　１名

（２）　副会長　　　数名（※任意であり、会長の要請により置くことができる。）

（３）　企画委員　　数名（※任意であり、会長の要請により置くことができる。）

２　役員の任期は１年とし、新任及び再任は企画会議にて決定する。

（役員の職務）

第９条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときはその職務を代理する。

（オブザーバー）

第１０条　本会は、その活動を円滑に推進するため、オブザーバーを置くことができる。

（退会）

第１１条　会員は、当該会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、事務局に届け出なければならない。

２　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、企画会議の同意をもって、当該会員を退会させることができる。ただし、当該会員は本決議に参加できない。

（１）　本会則を遵守しないとき又は本会の名誉を毀損する行為があったとき。

（２）　暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき。

第３章　会議

（企画会議）

第１２条　本会は、第３条（活動）に関する会議のほか、本会の運営に関する重要な事項の審議決定のため、企画会議を開催することができる。

２　企画会議は、会員（１社１名とし、会長、副会長を含む。）で構成され、会長が招集し、その議長となる。

３　企画会議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（運営委員会）

第１３条　本会は、その目的を達成するために必要な取組みを検討・推進するための運営委員会を設置することができる。

２　運営委員会は、それらの目的に対して意欲ある会員から構成される。

第４章　　その他

（年度）

第１４条　　本会の年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（権利の帰属）

第１５条　本会の活動の過程及び結果において生じた発明、考案、意匠、著作物その他一切の成果に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権（著作権法第２７条及び第２８条に定める権利を含む。）等の知的財産権その他一切の権利は、全て福井コンピュータアーキテクト株式会社に帰属する。

（資料等の公開）

第１６条　本会でとりまとめた資料等は、企画会議の同意を得たうえで、公表することができる。

（守秘義務）

第１７条　会員は、本会の活動を通じて知り得た他の会員のノウハウ、技術に関する情報を当該会員（開示者）の了解無しに、第三者に開示し、または漏洩してはならない。

２　前項において、知得する以前に既に公知となっている場合、または知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合は、この限りではない。

（会則の改廃）

第１８条　本会則を改廃しようとするときは，企画会議において出席者の過半数の同意を得なければならない。

（雑則）

第１９条　本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、企画会議において別に定める。

以上

附　則

１　本会則は、2023 年４月１日より施行する。